

令和7年度 由利本荘市一般不妊治療費助成のご案内

由利本荘市では一般不妊治療や検査を受けたご夫婦に、治療費の一部を助成します。

■対象者 下記の3項目全て該当される方

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦(事実婚を含む)で、医師により不妊治療が必要であると認められた方
- (2) 申請日において、夫婦の双方又は一方が市内に住所を有し、かつ申請日以降も引き続き在住している方
- (3) 申請日において、他自治体から同様の助成を受けていない方

■対象となる医療費

医師が必要と認めた不妊の検査、タイミング法・薬物療法・人工授精などの一般不妊治療にかかる医療費
(県で助成する体外受精・顕微授精、その他の特定不妊治療は除く)

※入院時の食事療養費・差額ベッド代・文書料等は助成対象とはなりません

■助成内容

1年度※あたり上限 15万円(夫婦の合計)

(※1年度とは4月1日から翌年3月31日まで)

■申請手続き、注意事項

申請期限:治療を開始した日の属する年度末(3月31日)まで【期限厳守】

申請場所:こども家庭センター こども家庭班

※治療終了後は、高額療養費や付加(附加)給付金が支給されるか、ご加入の健康保険に直接確認し、その額が決定してから申請してください。高額療養費や付加(附加)給付金、他の法令等に基づく給付がある場合は、その額を控除した額を助成いたします。

※3月31日までの申請が間に合わない場合は、必ずこども家庭センターへご連絡ください。

■必要書類

- (1)一般不妊治療費助成事業申請書(様式第2号)
- (2)一般不妊治療・検査受診等証明書(様式第2号-1)
- (3)夫婦の住所を確認する住民票※継柄、事実婚の場合は「夫(未届)、妻(未届)」の記載があるもの
- (4)薬局発行の領収書(院外処方がある方のみ)
- (5)治療を受けた方の医療保険の資格情報がわかるもの、いずれか一つ。
◇医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」
◇マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」
◇健康保険証の写し

- (6)限度額適用認定証の情報がわかるもの、いずれか一つ(所持している方のみ)。

◇限度額適用認定証の写し

◇マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」

- (7)高額療養費、付加(附加)給付金の決定額が確認できる書類(該当の方のみ)

※(1)・(2)については市ホームページ上からもダウンロードできます。



※郵送申請もできます。必要書類を封筒に入れて、下記送付先にお送りください。

【問合せ先・申請書の送付先】 〒015-0872 由利本荘市瓦谷地1番地 (本荘保健センター内)

由利本荘市 こども家庭センター こども家庭班 TEL0184-24-6318